



ハイデルベルク便り

June 26, 2018

法学部准教授 西谷 斉

現在私は近畿大学の在外研究制度によりドイツのハイデルベルクにあるマックス・プランク外国公法・国際法研究所 (Max Planck Institute for Comparative Public Law and International Law; MPIL) において 2017 年 9 月 1 日～2018 年 8 月 31 日の予定で在外研究中です。前回 (2017 年 10 月) と同様、今回の「ハイデルベルク便り」でもこちらでの研究生生活や暮らしぶりを中心に皆様に近況をお伝えします。

MPIL の一日

マックス・プランク外国公法・国際法研究所 (以下「MPIL」または「研究所」) には現在 100 名以上の研究者や博士課程の学生が滞在しています。研究所は朝 8 時 30 分から夜 9 時まで開いており、皆黙々と資料を読んだりノートパソコンで論文を執筆したりしています。小声で談笑や相談をしている人もいますが、度が過ぎると Shhhh! と注意されることも。常勤のスタッフや研究費をもらっている学生を



旧市街にあるハイデルベルク大学図書館の正面入口。

除き研究所に毎日来る義務は (おそらく) ないので、ふらっと 2、

3 週間いなくなったと思ったらまた顔を出すような人もいます。私は朝 10 時過ぎに行くことが多いですが、最近は人が増えてきたので特に平日は早めに行かないと良い席が確保できないことがあります。研究所の一部は現在改装中ですが図書館や研究室は機能しているので研究活動には支障ありません。ただ、私がここに来てから工事が遅々として進んでいないのがとても不思議です (毎年の予算の都合らしいですが、それにしても…という感じです)。お昼頃には食事のためほとんど人がいなくなり、だいたい夕方 6 時を過ぎると少しずつ人が帰っていきます。研究所の人は皆気さくで (もちろん、そうでない人も一部いますが…)、息抜きに廊下で立ち話をしたり一緒にコーヒーを飲みに行ったりすることも多いです。定期的開催される研究会の後にはそんな光景がよく見られます。日によっては気分転換にアルトシュタット (旧市街) にある大学図書館で過ごすこともあります。



研究所の正面玄関。内部はまだ改装中です。

研究会への参加

毎週月曜日に研究所全体の研究会が 2 時間ほど開催されます。最新の判例や時事問題が紹介されることが多く、国際法の理論的な側面を扱う報告はあまり見受けられません。私の友人の中にはただの「data」「newspaper」だと言ってほとんど参加しない人もいます。もっとも、質疑応答の過程で議論が深まることもあるし、単純に自分の専門外の分野の動向や知見を得る場として、あるいは他の研究者との交流の場として、個人的には有意義な時間だと思っています。

火曜日には MPIL 所長の Anne Peters 教授のセミナーが開催されます。このセミナーは基本的には Peters 教授のもとに所属している研究者や学生が参加しますが、セミナーによってはもう一人の所長 (MPIL には現在 2 名の所長がいます) である Armin von Bogdandy 教授のもとに所属している研究者や学生も参加することができます。こちらは月曜の研究会とは異なり、1 名による国際公法に関する報告が中心となります。報告と質疑応答を含めて 2 時間、テーマ設定、分析の視覚、論文の構成、方法論の議論から報告内容に関わる国際判例や国際規範に関する議論も含め、形式的側面と実質的な側面がともにバランスよく扱われます (明確な司会進行役がいるわけでもないのに欧州流の「あ・うん」の呼吸でうまく収斂していく様はさすがです)。特に博士論文を執筆中の学生たちはお互いにより論文を完成させるために協力しあう雰囲気があり、さかんにアドバイスや (愛のある) ダメ出しをしているのが印象的です。私が参加した直近のセミナーでは「国内的救済完了の原則」という国際法規範が人権保護の進展によってどのような影響を受けたのかという点を中心に報告されました。最近では Peters 教授が多忙なため開催が少なく、しかもドイツ語で開催される場合には参加できないことが残念です。

その他、MPIL では Agora や Theory Talk というイベント (研究会) も定期的に開催されています。Agora とは古代の集会場を意味する言葉で、主にゲストスピーカーが自身の研究内容について発表する場として活用されています。Theory Talk は名前の通り国際法や EU 法の理論面を中心に報告者を立てて追究する場です。今年 4 月の Agora では国際法の「第三世界アプローチ (TWAIL)」の権威であるチムニー (B.S.Chimni) 教授の報告を聞く機会がありました。私は個人的にもう少し話を伺ってみたかったので、後日友人とともに教授をお茶に誘ったところ快く返事をいただき 1 時間ほど 3 人で話をしました。TWAIL に対する賛否はさておき、研究者としての矜持について熱く語られていたのが印象的で、また教授の暖かな人柄にも感銘を受けました。直近の Theory Talk では国際法史学における主観性と政策指向性をテーマとした報告がありました。私の英語の聞き取り能力の問題もあって内容はかなり難解に感じられましたが、随所ににじみ出る「欧州中心主義」は他の非欧州圏出身の研究者にも感じられたようで研究会終了後は廊下でしばし議論 (ガス抜き?) をした次第です。

MPIL における研究活動

前回の「ハイデルベルク便り」でも紹介したように MPIL における国際法関連資料は充実しており、さらにハイデルベルク大学法学部の図書館や大学図書館にある図書も一部利用することができます。MPIL では国際法や EU 法、比較法に関する様々なプロジェクトの傍ら、私は参加していないものの最近では Peters 教授を中心にグローバル動物法 (global animal law) の研究もおこなわれています。特に今年に入ってから多くの研究者と学生が後者のプロジェクトに関わる目的で研究所に参集するようになりました。グローバル動物法という表現は日本ではあまり耳にしません。要するに「国際的な動物愛護法」のようなものです。「動物福祉 (animal welfare)」が国際公益である (!) という前提に立つうえで、関連する国際法、EU 法およびその判例を分析して理論化し、国際法の一分野として確立させる試みのようです。

上記を含む一連のプロジェクトに招聘された研究者や学生は別とし



研究所のセミナールーム。月曜の全体研究会のときにはこの倍の広さになります。



研究所のコーヒースペースで Chimni 教授と。私たちの質問に対して含蓄のある言葉とともに丁寧に答えてくれました。



ユトレヒト大学が開催した管轄権の域外適用に関する会議に参加する機会もありました。

て、他の研究者たちは各自のテーマ（MPIL に提出したテーマ）に沿って自由に研究しています。私は目下「予防原則（precautionary principle）」について、主に履行確保と科学的不確実性の関係の観点から研究しています。もっとも、文献を読んでいるうちに他のテーマや研究分野に脱線することも多々あり…私の研究はネッカー川の流れのようにときに蛇行しつつも緩やかに進んでいる、とここでは表現しておきましょう。帰国するまでに研究所の Agora で披露するかどうかは未定です。

ドイツでの生活

ハイデルベルクでの生活はこれまでのところ特に問題もなく、快適です（昨年末に財布を無くした以外は！）。来た当初は不満や違和感があった様々なこちらの制度が、時が経つにつれて次第に合理的に感じられるようになりました。トドロフは『われわれと他者』の中で異国を訪れた外国人が（無意識に）とる態度をいくつか類型化していますが、私も家族もこちらの価値観の一端に同化しつつあるのかもしれませんが（むろん、トドロフが指摘するようにそこからさらに自己を相対化させる視点も重要だと思います）。

前回の「ハイデルベルク便り」を記したのは今年の 10 月でした。ハイデルベルクの 10 月は過ごしやすく、紅葉も綺麗なことから地元の人はこの時期を Golden Season と呼んでいます。しかし 10 月末にサマータイムが終わると徐々に気温も下がり冬の足音が慌ただしく近づいてきます。ドイツの冬は暗く、寒いわけですが、それを補うように早いところでは 11 月下旬から各地でクリスマスマーケット（Weihnachtsmarkt）が開催されます。妻の希望もあり、私たちはハイデルベルクを手始めに国内のクリスマスマーケットをいくつか巡りました（マンハイム、エスリングエン、シュトゥットガルト、マインツ、ヴァイスバーデンなど）。それぞれ特徴があって面白かったのですが、特にエスリングエン（Esslingen）のマーケットは中世の雰囲気演出されていて楽しかったです。2 月はカーニバルのハイライトであるパレードがドイツ各地で開催されます。私たちも地元のパレードを見に行きました。

再びサマータイムが始まるのは 3 月下旬で、それと同時に一気にハイデルベルクは春めいてきます。通りや公園に花が咲き、鳥はさえずり、人々はネッカー川沿いの公園でくつろぎます。長い冬の後の春の訪れは私にとってもやはり嬉しいものでした。4 月中旬になると春の風物詩であるホワイトアスパラ（Spargel）が店頭に並び始めます。皮をむいて茹でてソースをかけて食べるのですが、ニンニクと一緒に焼いても美味しいです（ビールが進みます）。アスパラは 6 月中旬まで楽しめます。



ハイデルベルク近郊のシュヴェツィンゲンの庭園。

ハイデルベルク近郊のシュヴェツィンゲン（Schwetzingen）には美しい宮殿とフランス風の庭園があり、休日には多くの人で賑わいます。散歩するだけでも充分楽しいのですが、ここの庭園の一角には桜の木がたくさん植えてあり、特別に日本でいう「花見」（宴会）をすることが認められています。私たちが訪れた時も多くの人が地面にシートを敷いて花見を楽しんでいました。



ドイツの冬は暗く、寒い。晴れた日の柔らかな陽射しは貴重です。



ハイデルベルクのクリスマスマーケット。どの街のマーケットでも写真のような「ピラミッド」と呼ばれる特徴的なシンボルタワーが見られます。



とにかく晴れた日は皆家の外に出てネッカー川沿いの公園を散歩したりくつろいだり、街角のテラスで陽の光を浴びながらコーヒーやビールを飲みながら談笑するのがこの街の人の流儀のようです。夏は夜 10 時過ぎまで明るいので慣れない人は不思議な感覚に陥るのではないのでしょうか。

その他、この在外研究期間中にはドイツ国内を何カ所か旅行することができました。例えば私の幼馴染みに会いに家族でボンへ行ったり、ライン川唯一の滝である「ラインの滝 (Rheinfall)」や日本人に人気のノイシュヴァンシュタイン城を訪れたりしました。6 月上旬には私が米国に留学していたときの友人がたまたまハンブルクに滞在しているというので会いに行き、2 人で国際海洋法裁判所 (ITLOS) を見学しました。見学ツアーが無い日だったのですが、事前にメールでお願いしてみたら広報担当の方が丁寧に内部を案内してくれました。ハンブルク郊外のノイエンガンメ (Neuengamme) には強制収容所跡があり、友人と別れたあと時間があったので一人で訪ねてみました。広大な敷地の中にレンガ工場だった巨大な建物や収容所の壁と監視塔の一部が保存されており、博物館では当時の収容所の実態についての展示と解説をみることができます。いわゆる「ガス室」は無かったものの、パンフレットによれば強制労働と劣悪な環境、処刑等により、証明できるだけでも 42,900 人のユダヤ人、同性愛者、ナチスによって「反社会的人物」などとされた人々が命を落としたそうです。



研究所の同僚と。2人で5リットルのビール樽を「制覇」した記念に。



ラインの滝。徒歩で滝の間近まで行くことができます。なかなかの迫力でした。



ITLOS の前で。街から離れた、エルベ川沿いの閑静な住宅街にあります。



ノイエンガンメの穏やかな風景。この場所が抱える負の歴史と対照的です。

これまで訪れたどの街も場所もそれぞれ魅力的でしたが、ハイデルベルクに帰ってくるたびに妻とは「やはりここが一番だね」という話になります。

私が幼い時分にこの街を訪れた時に母と川沿いを歩いたこと、落ち葉を流れに浮かべて追いかけたこと、そして対岸に陽に照らされた赤っぽい城と橋と街並みが見えたこと…おぼろげながらこれらのことは成長してからも記憶に残っていました。そしてなぜか、またあの街へ行ってみたいという気持ちがずっと私の中にありました。今回縁あっておよそ 40 年ぶりにふたたびこの街を訪れることができたわけですが、かつて私が覚えたこの街に対する肯定的な印象は間違っていなかったのだとあらためて感じています。今思えばあの時私が落ち葉を拾ったハイデルベルクは秋の Golden Season だったのかもしれませんが。それは幼い私にとっての Golden Season でもあったし、その暖かく柔らかな記憶の存在が今こうして私の妻と幼い娘を新たにこの街へと結び付けたような気がしています。



今回、在外研究の機会を与えてくださった近畿大学の関係者の方々、こころよく私を送り出してくれた法学部の教職員の方々、そして西谷ゼミの学生諸君にこの場を借りて御礼申し上げます。